

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

・ 企業間の連携

当行は事業性評価などに基づき、事業承継をはじめ友好的な M&A 支援など、様々な経営課題を的確なアドバイスとご提案で解決へと導くお手伝いをいたします。

・ IT 実装支援

デジタル技術を積極的に活用し多様化するお客様のニーズに対応するため、キャッシュレス化など、暮らしや事業に役立つ社会基盤構築に積極的に取り組みます。

・ グリーン化の取組

脱炭素社会の実現に向け、脱炭素化に向けた対話（エンゲージメント）を通して、「りゅうぎんグリーンローン」、「りゅうぎんサステナビリティ・リンク・ローン」、「りゅうぎんポジティブインパクトファイナンス」等のサステナブル投融資を積極的に推進するとともに、温室効果ガス排出量の算定システムを提供するなどの支援を行っていきます。

・ 健康経営に関する取組

職員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に向けた取り組みを通じて健康経営を推進しています。また、お取引先の健康も地域の持続的な発展に不可欠と考え、健康経営の取り組みを地域へ還元し、広く社会に貢献していきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行は、「地域から親しまれ、信頼され、地域社会の発展に寄与する銀行」という経営理念に基づき、変わらぬ価値観である「職業倫理と高度の専門性を身につけるよう努めるとともに、真にお客様にとって必要とされる商品、サービスを提供し、お客様の最善の利益を追求する」という顧客本位の業務運営を継続してまいります。

2021 年 10 月 22 日
(2025 年 10 月 7 日更新)

株式会社 琉球銀行

企 業 名

取締役頭取 島袋 健

役職・氏名（代表権を有する者）